

目次

○審査事務規定の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○自動車の登録・検査手続の DX・・・・・・・・・・・・・・・・	18
○整備事業者の処分状況・・・・・・・・・・・・・・・・	38
○タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について・・・・・・・・	40
○オートバイの希望ナンバー制について・・・・・・・・・・・・・・・・	42

審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられたことに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合適合しない規定を新たに加えて規定します。[1-3、9-13]
 - ・ 車線逸脱警報装置
 - ・ 側方衝突警報装置
 - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ② 「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）発出に伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 7 年 6 月 17 日国土交通省告示第 469 号）

3. 施行日

令和 8 年 1 月 5 日

審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

- 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
- その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。

- ② 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。

- ③ 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 1 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 8 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 9 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 第 1 項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第 4 項に規定する国土交通大臣の行う認定に関し必要な事項を定める告示（令和 8 年国土交通省告示第 279 号）

3. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日（1.（1）③に係る改正については令和 8 年 10 月 1 日）

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次 (略)			目次 (略)		
第 1 章 総則 1-1～1-2 (略)			第 1 章 総則 1-1～1-2 (略)		
1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
か	改造自動車	別添 2「新規検査等書面審査要領」3.2.(5)に該当する自動車及びこれに該当する代表届出自動車と同一の改造を行った自動車という。	か	改造自動車	別添 4「改造自動車審査要領」3.(1)に掲げる自動車をいう。
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料をいう。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
と	(略)	(略)	と	(略)	(略)
	道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について (依命通達)」(令和 8 年 2 月 16 日国自基第 186 号国自審第 2560 号)別添の道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領をいう。			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
へ	並行輸入自動車	輸入自動車のうち指定自動車等以外のもの (保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車を除く。)をいう。	へ	並行輸入自動車	輸入自動車のうち、指定自動車等以外のものをいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
O	(略)	(略)	O	(略)	(略)
	OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①～③ (略) ④ 緊急車線維持装置 (ELKS) ⑤～⑭ (略)		OBD 検査対象装置	OBD 検査の対象となる次に掲げる装置をいう。 ①～③ (略) <u>(新設)</u> ④～⑬ (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新			旧		
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)
	UN R126	<u>仕切り装置に係る協定規則をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	UN R178	<u>緊急車線維持システムに係る協定規則をいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1-3-1 (略)			1-3-1 (略)		
1-4～1-6 (略)			1-4～1-6 (略)		
第2章～第3章 (略)			第2章～第3章 (略)		
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法		
4-1 敷地等における秩序維持等			4-1 敷地等における秩序維持等		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。			(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。		
①～② (略)			①～② (略)		
③ 受検中は自動車検査票を保持し、検査担当者の求めに応じて提示すること。 <u>なお、下回り検査担当者に自動車検査票その他の書面を提示する場合は、ピット開口部からの受け渡しは行わないこと。</u>			③ 受検中は自動車検査票を保持すること。		
④～⑯ (略)			④～⑯ (略)		
(3) ～ (6) (略)			(3) ～ (6) (略)		
4-2～4-3 (略)			4-2～4-3 (略)		
4-4 不適切な補修等			4-4 不適切な補修等		
(1) ～ (2) (略)			(1) ～ (2) (略)		
(3) 自動車の装置又は部品の取付状態が (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次に掲げる事由に該当するときは、受検者に対し審査を中断する旨を口頭で通告する。 <u>① 自動車の長さ、幅又は高さに影響を及ぼす板又はパイプその他の車体の外形に馴染まないものを、自動車の外側の表面上に取付ける等の胡乱な状態であるとき</u> <u>② 保安基準に適合させるために取付けられた装置であって指定自動車等と異なると認められるものについて、検査後に取外される一時的な取付け等の疑いがあり、受検者から当該構造の合理的な理由が説明されないとき</u>			<u>(新設)</u>		
4-5～4-6 (略)			4-5～4-6 (略)		
4-7 審査の実施方法等			4-7 審査の実施方法等		
4-7-1 審査の実施方法			4-7-1 審査の実施方法		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項			(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項		

新	旧
並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成 19 年国土交通省告示第 857 号) 関係) ① 指定自動車等 (⑤)の自動車を除く。) ア～イ (略) ② 試作車又は組立車 (⑤)の自動車を除く。) ア 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12 <u>及び 4-13</u> の規定によるものとする。 イ (略) ③ 並行輸入自動車 (使用の過程にある⑤)の自動車を除く。) ア～イ (略) ④ <u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車 (⑤)の自動車を除く。)</u> ア 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12 <u>及び 4-13 の規定によるものとする。</u> イ <u>ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12 に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</u> ⑤ (略) (3) ～ (7) (略) 4-7-1-1～4-7-1-2 (略) 4-7-2 総合判定 (1) ～ (2) (略) (3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-4 (3)、4-7-1 (7)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、4-21-4、4-23 (1) <u>又は 4-26 (3)</u> の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略) 4-7-3 (略) 4-8 審査状況等の電磁的な記録 4-8-1 (略)	並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成 19 年国土交通省告示第 857 号) 関係) ① 指定自動車等 (④)の自動車を除く。) ア～イ (略) ② 試作車又は組立車 (④)の自動車を除く。) ア 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12-2 (6) の規定によるものとする。 イ (略) ③ 並行輸入自動車 (使用の過程にある④)の自動車を除く。) ア～イ (略) (<u>新設</u>) ④ (略) (3) ～ (7) (略) 4-7-1-1～4-7-1-2 (略) 4-7-2 総合判定 (1) ～ (2) (略) (3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (7)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ④、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (5)、4-14 (5)、<u>4-15 (5)</u>、4-21-4 <u>又は 4-23 (1)</u> の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略) 4-7-3 (略) 4-8 審査状況等の電磁的な記録 4-8-1 (略)

新	旧
4-8-2 画像の取得及び保存 (1) (略) (2) 次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。 ①～② (略) ③ <u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車の当該認定において指定された基準に係る部分</u> ④ (略) (3) ～ (5) (略) 4-8-3 (略)	4-8-2 画像の取得及び保存 (1) (略) (2) 次回審査時に活用するための記録として、審査した次に掲げる部位を自動車審査高度化携帯端末又はデジタルカメラを用いて撮影し、取得した画像を自動車審査高度化施設に保存すること。 ①～② (略) <u>(新設)</u> ③ (略) (3) ～ (5) (略) 4-8-3 (略)
4-9 受検車両と書面の同一性確認 (1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、審査済みの別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 また、輸入自動車特別取扱自動車であって、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。 ① 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合 ア～ウ (略) エ 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車 道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書（写しをもって代えることができる。）又は譲渡証明書及び自動車検査票 ②～④ (略) (2) ～ (3) (略)	4-9 受検車両と書面の同一性確認 (1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、<u>改造自動車審査結果通知書等又は審査済みの別添 2「新規検査等書面審査要領」</u>に定める新規検査等届出書及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 また、輸入自動車特別取扱自動車であって、提示された自動車の原動機の型式と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている原動機の型式が異なる場合には、提示された自動車の原動機の型式と当該自動車の類別区分番号に応じて諸元表に記載されている原動機の型式が同一であればよい。 ① 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合 ア～ウ (略) <u>(新設)</u> ②～④ (略) (2) ～ (3) (略)

新	旧
(4) 並行輸入自動車、試作車、<u>組立車又は保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車</u>であって車台番号が特定されていないものについては、(1)から(3)までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。 4-10～4-11 (略) 4-12 書面の提出又は提示 4-12-1 (略) 4-12-2 審査に必要な書面 (1) 登録識別情報等通知書	(4) 並行輸入自動車、試作車、<u>組立車又は組立車</u>であって車台番号が特定されていないものについては、(1)から(3)までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。 4-10～4-11 (略) 4-12 書面の提出又は提示 4-12-1 (略) 4-12-2 審査に必要な書面 (1) 登録識別情報等通知書
① 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。 この場合において、法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証の提示があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1(3)から(6)までの規定にかかわらず、提示された保安基準適合証により審査することができるものとする。 ② 法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。 この場合において、法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証の提示があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1(3)から(6)までの規定にかかわらず、提示された保安基準適合証により審査することができるものとする。 (2) ～ (5) (略) (6) 試作車・組立車審査結果通知書等 ①～② (略)	① 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。 この場合において、法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証の提示があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1(3)から(6)までの規定にかかわらず、提示された保安基準適合証により審査することができるものとする。 ② 法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め審査するものとする。 この場合において、法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証の提示があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、4-7-1-1(3)から(6)までの規定にかかわらず、提示された保安基準適合証により審査することができるものとする。 (2) ～ (5) (略) (6) 試作車・組立車審査結果通知書等 ①～② (略) ③ 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車の同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別添2「新規検査等書面審査要領」9.(4)の表に定める範囲内とする。 この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。 ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容(装置の概要欄に記載されている項目)に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量(試作車・組立車審査結果通知書等の最大積載量を超えない範囲に限る。)並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判
(2) ～ (5) (略) (6) 試作車・組立車審査結果通知書等 ①～② (略) ③ 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車の同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別添2「新規検査等書面審査要領」9.(4)の表に定める範囲内とする。 この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。 ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容(装置の概要欄に記載されている項目)に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量(試作車・組立車審査結果通知書等の最大積載量を超えない範囲に限る。)並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判	(2) ～ (5) (略) (6) 試作車・組立車審査結果通知書等 ①～② (略) ③ 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車の同一性を確認する際に許容される製作誤差は、別添4「改造自動車審査要領」に定める範囲内とする。 この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。 ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている内容(装置の概要欄に記載されている項目)に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量(試作車・組立車審査結果通知書等の最大積載量を超えない範囲に限る。)並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判

新	旧
定が可能なものにあつては、この限りでない。 ④ (略) (7) ～ (10) (略) <u>(11) 自動車部品の由来の確認資料</u> 受検車両に装着されている自動車部品が、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品（当該自動車に取付けるために設計・製作されたものに限る。）であるかどうか判断できない場合には、受検者に対し当該部品に係る資料の提示を求め審査するものとする。 4-13 新規検査等の書面審査 4-13-1 (略) 4-13-2 事前書面審査 (1) ～ (5) (略) <u>(削除)</u> 4-14 (略) 4-15 欠番 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 4-16～4-20 (略)	定が可能なものにあつては、この限りでない。 ④ (略) (7) ～ (10) (略) <u>(新設)</u> 4-13 新規検査等の書面審査 4-13-1 (略) 4-13-2 事前書面審査 (1) ～ (5) (略) (6) (2) の規定による届出書等を提出される事務所等と 4-15 (2) の規定による改造自動車届出書等を提出される事務所等が同一であり、別添 2「新規検査等書面審査要領」に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、(1) から (5) までによるほか、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 3 により審査を実施するものとする。 4-14 (略) 4-15 改造自動車の事前書面審査 (1) 改造自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更（以下 4-15 において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添 4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。 (2) 改造自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立つて、別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を、同別添に定める事務所等に提出することを求めるものとする。 (3) 改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出した者から、届出書等を取下げる旨の申告があつた場合には、別添 4「改造自動車審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。 (4) 改造自動車の新規検査等に係る審査は、改造自動車届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車審査結果通知書等の提示があつたものに限り実施するものとする。 (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない改造自動車の新規検査等の審査依頼があつた場合は改造自動車審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、審査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。 (6) 改造自動車に係る審査を 4-13-2 (6) により実施する場合には、(1) から (5) までの規定にかかわらず、4-13-2 により取扱うものとする。 4-16～4-20 (略)

新	旧
4-21 自動運行装置を備える自動車の審査 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。 4-21-1 (略) 4-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断 (1) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ① <u>自動車 (並行輸入自動車を除く。)</u> 別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの (2) (略) 4-21-3～4-21-4 (略) 4-22～4-25 (略)	4-21 自動運行装置を備える自動車の審査 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。 4-21-1 (略) 4-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断 (1) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ① <u>自動車 (並行輸入自動車を除く。)</u> 別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの (2) (略) 4-21-3～4-21-4 (略) 4-22～4-25 (略)
4-26 保安基準第 58 条の 3 の規定を受けた自動車の審査 保安基準第 58 条の 3 の規定を受けた自動車については、次により審査するものとする。 (1) <u>適用される基準のうち保安基準第 58 条の 3 の規定による認定において指定されたものについては、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のない場合は、当該基準に適合しているものとみなす。</u> (2) (1) の基準以外の基準のうち、書面等その他適切な方法により審査する項目については、受検車両の構造・装置が当該認定を受けた状態と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、当該項目に係る基準に適合しているものとして取扱う。 (3) 次に掲げる事由に該当する場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。 ただし、①及び②の事由について、当該事由に係る構造・装置が保安基準に適合すると認められる場合にあってはこの限りでない。 ① <u>① (1) により確認した結果、同一と認められないとき</u> ② <u>保安基準第 58 条の 3 第 2 項の規定に基づき付された条件 (自動車の構造等に係るものに限る。) を満たしていないとき</u> ③ <u>用途又は車体の形状が保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた状態と異なるとき</u>	4-21 自動運行装置を備える自動車の審査 自動運行装置を備える自動車の審査については、次により取扱うものとする。 4-21-1 (略) 4-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断 (1) 新規検査又は予備検査 (法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。) に係る自動車にあっては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。 ① <u>指定自動車等</u> 別添 2「新規検査等書面審査要領」に定める新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの (2) (略) ③ <u>試作車又は組立車</u> <u>走行環境条件付与書の提示があるもの</u> 4-21-3～4-21-4 (略) 4-22～4-25 (略) (新設)

新		旧										
<u>④ 別添2「新規検査等書面審査要領」別表第2に規定する範囲の改造（同別添3.2.(5)「自動車の種類」の①、②及び⑤に掲げるものを除く。）が行われているとき</u> <u>(4) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合の最大積載量の算定にあたっては、道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領別表第1の車両諸元表に記載された最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。</u>												
4-27 基準適合性審査時におけるその他確認事項 次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。 <table><tr><th>確認対象自動車</th><th>確認事項</th><th>対応</th></tr><tr><td>①～⑦（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>⑧ 保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車</u></td><td><u>施行規則第54条の2の規定による標識（認定を受けた自動車の標識）の有無</u></td><td><u>標識がない場合には、自動車検査票1の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入</u></td></tr></table>		確認対象自動車	確認事項	対応	①～⑦（略）	（略）	（略）	<u>⑧ 保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車</u>	<u>施行規則第54条の2の規定による標識（認定を受けた自動車の標識）の有無</u>	<u>標識がない場合には、自動車検査票1の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入</u>		
確認対象自動車	確認事項	対応										
①～⑦（略）	（略）	（略）										
<u>⑧ 保安基準第58条の3の規定による認定を受けた自動車</u>	<u>施行規則第54条の2の規定による標識（認定を受けた自動車の標識）の有無</u>	<u>標識がない場合には、自動車検査票1の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入</u>										
4-28～4-29（略） 第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2（略）		4-27～4-28（略） 第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2（略）										
5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 5-3-1 車台番号 4-9により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 また、自動車検査票に直接ボールペンにより車台番号が記入されている場合には、自動車検査票に検査担当者が車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。 ただし、自動車検査受付装置により車台番号が印字された自動車検査票、カーボン紙等を用いた複写により車台番号が記載された自動車検査票又は運輸支局等において予約確認時に車台番号の下三桁がボールペン等で記載されている場合は、記載しなくてもよい。 5-3-2（略） 5-3-3 車名及び型式 車名及び型式は、次によるものとする。		5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。 5-3-1 車台番号 4-9により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、<u>自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに</u>、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 また、自動車検査票に直接ボールペンにより車台番号が記入されている場合には、自動車検査票に検査担当者が車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。 ただし、自動車検査受付装置により車台番号が印字された自動車検査票、カーボン紙等を用いた複写により車台番号が記載された自動車検査票又は運輸支局等において予約確認時に車台番号の下三桁がボールペン等で記載されている場合は、記載しなくてもよい。 5-3-2（略） 5-3-3 車名及び型式 車名及び型式は、次によるものとする。										

新		旧																															
なお、MOTAS においてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ①～③ (略) ④ <u>改造自動車</u> (②、③、⑥及び⑧ただし書の自動車を除く。)にあっては、改造前の車名及び改造後の型式 (改造前の型式に「改」と付記したものとする)。 ⑤～⑥ (略) ⑦ <u>保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車にあっては、当該自動車に係る道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定書に記載された車名及び型式</u> ⑧ ①から⑦まで以外の自動車にあっては、現に存する車名及びび型式。 ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」 5-3-4 原動機の型式 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 ①～④ (略) 5-3-5～5-3-14 (略) 5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。 <table><tr><th>記録を要する自動車 (略)</th><th>記録されるべき趣旨 (略)</th><th>例 (略)</th></tr><tr><td>14. 改造自動車</td><td>改造された装置名 改造<u>自動車</u>審査番号</td><td>改造内容 操縦装置 <u>関東改</u>第 123 号</td></tr><tr><td>(略)</td><td>改造<u>自動車</u><u>審査終了</u> 年月日</td><td><u>令和 8 年 4 月 1 日</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) ～ (2) (略) (3) <u>別添 2「新規検査等書面審査要領」別表第 2 に規定する範囲</u>の改造により、装置が変</td><td>変更された装置名</td><td>変更内容 緩衝装置</td></tr></table>		記録を要する自動車 (略)	記録されるべき趣旨 (略)	例 (略)	14. 改造自動車	改造された装置名 改造 <u>自動車</u> 審査番号	改造内容 操縦装置 <u>関東改</u> 第 123 号	(略)	改造 <u>自動車</u> <u>審査終了</u> 年月日	<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>	(略)	(略)	(略)	15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) ～ (2) (略) (3) <u>別添 2「新規検査等書面審査要領」別表第 2 に規定する範囲</u> の改造により、装置が変	変更された装置名	変更内容 緩衝装置	なお、MOTAS においてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ①～③ (略) ④ <u>別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲の改造を行った自動車</u> (②、③、⑥及び⑦ただし書の自動車並びに「<u>最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について</u>」(平成 10 年 3 月 23 日付け自技第 60 号) <u>別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。</u>) にあっては、改造前の車名及び改造後の型式 (改造前の型式に「改」と付記したものとする)。 ⑤～⑥ (略) <u>(新設)</u> ⑦ ①から⑥まで以外の自動車にあっては、現に存する車名及びび型式。 ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」 5-3-4 原動機の型式 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9 により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、<u>自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。</u> ①～④ (略) 5-3-5～5-3-14 (略) 5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。 <table><tr><th>記録を要する自動車 (略)</th><th>記録されるべき趣旨 (略)</th><th>例 (略)</th></tr><tr><td>14. 改造自動車</td><td>改造された装置名 <u>改造通知書番号</u> (<u>改造審査番号</u>)</td><td>改造内容 操縦装置 <u>北整車</u>第 123 号</td></tr><tr><td>(略)</td><td><u>改造通知年月日</u> (<u>改造審査年月日</u>)</td><td><u>平成 7 年 11 月 24 日</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) ～ (2) (略) (3) <u>別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲</u>の改造により、装置が変</td><td>変更された装置名</td><td>変更内容 緩衝装置</td></tr></table>		記録を要する自動車 (略)	記録されるべき趣旨 (略)	例 (略)	14. 改造自動車	改造された装置名 <u>改造通知書番号</u> (<u>改造審査番号</u>)	改造内容 操縦装置 <u>北整車</u> 第 123 号	(略)	<u>改造通知年月日</u> (<u>改造審査年月日</u>)	<u>平成 7 年 11 月 24 日</u>	(略)	(略)	(略)	15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) ～ (2) (略) (3) <u>別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲</u> の改造により、装置が変	変更された装置名	変更内容 緩衝装置
記録を要する自動車 (略)	記録されるべき趣旨 (略)	例 (略)																															
14. 改造自動車	改造された装置名 改造 <u>自動車</u> 審査番号	改造内容 操縦装置 <u>関東改</u> 第 123 号																															
(略)	改造 <u>自動車</u> <u>審査終了</u> 年月日	<u>令和 8 年 4 月 1 日</u>																															
(略)	(略)	(略)																															
15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) ～ (2) (略) (3) <u>別添 2「新規検査等書面審査要領」別表第 2 に規定する範囲</u> の改造により、装置が変	変更された装置名	変更内容 緩衝装置																															
記録を要する自動車 (略)	記録されるべき趣旨 (略)	例 (略)																															
14. 改造自動車	改造された装置名 <u>改造通知書番号</u> (<u>改造審査番号</u>)	改造内容 操縦装置 <u>北整車</u> 第 123 号																															
(略)	<u>改造通知年月日</u> (<u>改造審査年月日</u>)	<u>平成 7 年 11 月 24 日</u>																															
(略)	(略)	(略)																															
15-1. 並行輸入自動車であつて、次の各号に掲げるもの (1) ～ (2) (略) (3) <u>別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲</u> の改造により、装置が変	変更された装置名	変更内容 緩衝装置																															

新			旧		
更されているもの (4) ～ (7) (略)	(略)	(略)	れているもの (4) ～ (7) (略)	(略)	(略)
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 (20-1. に掲げる自動車及び保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車であって騒音規制に適合しているものとみなしたものを除く。)	(略)	(略)	20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 (20-1. に掲げる自動車を除く。)	(略)	(略)
20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 (保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車であって騒音規制に適合しているものとみなしたものを除く。)	(略)	(略)	20-1. 平成 28 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
45. 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定を受けた自動車	保安基準第 58 条の 3 の規定を受けた旨 認定番号及び認定年月日 適用する保安基準の 判定年月日又は製作年月日 <u>原動機型式打刻位置</u>	認定国車 認定番号 2026-TA0001-1 令和 8 年 4 月 1 日 保安基準適用年月日 令和 8 年 4 月 1 日 <u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダブロック上面左側前部</u>	(新設)	(新設)	(新設)
46. 保安基準第 58 条の 3 の規定による認定が取消された自動車	適用する保安基準の 判定年月日又は製作年月日 <u>原動機型式打刻位置</u>	保安基準適用年月日 令和 8 年 4 月 1 日 <u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダブロック上面左側前部</u>	(新設)	(新設)	(新設)
備考※1 (略)			備考※1 (略)		

1. 背景

改造自動車届出制度は、改造内容について届出を得ることにより新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的としたものですが、近年の自動車技術の進展や改造形態の変化に対応していくとともに、昨今のデジタル化推進に伴い届出手続きの効率化を図っていく必要があります。

また、自動車機構における自動車の構造・装置の変更等に伴う事前書面審査制度は「新規検査等届出制度」と「改造自動車届出制度」が存在し、自動車の形態によっては同一の検査において2種類の届出が必要となり、新規検査等に係る手続きが煩雑になる場合があります。

これらの課題を解消すべく、審査事務規程の一部を改正することとします。

2. 改正概要

①改造自動車の届出対象の見直し

動力伝達装置、走行装置、緩衝装置及び連結装置に係る次の改造は、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外します。

- ・自動車メーカー純正部品を変更することなく用いた改造
- ・アフターパーツメーカーが製造し一般市場において流通している自動車部品を変更することなく用いた改造

②新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。

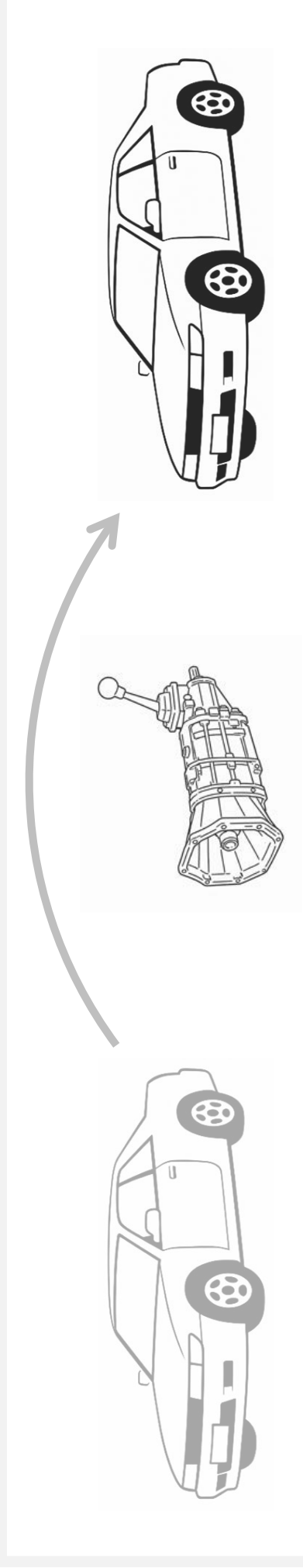
これに伴い、改造自動車の事前書面審査に係る運用を次のとおり見直します。

- ・届出書等の提出先は、当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等とします。（代表届出を除く。）
- ・改造内容及び審査結果は自動車機構の内部ネットワークにより全国 93 事務所で共有することができることから、改造自動車審査結果通知書の偽造や改ざんを防止するため、改造自動車審査結果通知書の交付は行わないこととします。

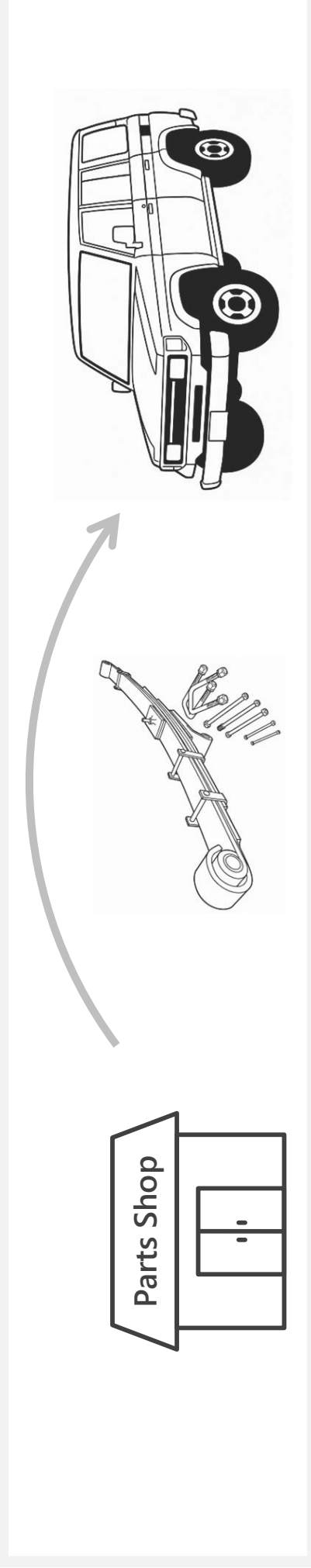
① 改造自動車の届出対象の見直し

動力伝達装置、走行装置、緩衝装置及び連結装置に係る次の改造は、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外

自動車メーカー純正部品を変更することなく用いた改造



アフターパーツメーカーが製造し一般市場において流通している自動車部品を変更することなく用いた改造



② 新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図る

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領

改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領において実施

改造自動車届出制度と新規検査等届出制度の統合に伴い、改造自動車の事前書面審査に係る運用を次のとおり見直し

- 届出書等の提出先は、当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等とする。
(代表届出を除く。)
- 改造内容及び審査結果は自動車機構の内部ネットワークにより全国93事務所で共有することができることから、改造自動車審査結果通知書の偽造や改ざんを防止するため、改造自動車審査結果通知書の交付は行わないこととする。

改造自動車の届出日にご注意ください。

～10月から改造自動車届出制度が変わります～

令和8年10月1日以降、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合^(※1)することに伴い、

- ・改造自動車審査結果通知書の交付を廃止
 - ・届出先が新規検査等を受検する事務所等に限定 等
- になります。

このため、改造自動車の届出にあっては、令和8年9月30日までに書面審査が完了するよう、書面を提出していただきますようお願いいたします。^(※2)

また、令和8年10月1日以降、改造自動車に係る届出を行う場合も新規検査等届出において必要となる書面等を提出していただくこととなります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

*1 審査事務規程第72次改正（令和8年3月改正）

*2 書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して11業務日以内とする。
ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。



改造見直しのFAQ（260831版）



審査事務規程第72次改正

審査事務規程の一部改正について（第 74 次改正）

1. 改正概要

（１）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

- 低速で走行するときに車両付近の障害物を確認するための低速走行時照射灯について、車両の側面に加え、後面に備えることができるものとされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-73 他]
- 車両後退表示投影装置に係る基準新設に伴い、審査方法等を規定します。[6-90 の 2 他]
- 任意で備える車両の周辺を確認するカメラとモニタについて、歩行者等の保護に関する要件を設けられたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-106 他]

その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 59 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 671 号）

3. 施行日

令和 8 年 7 月 31 日

インターネット掲載不可資料

令和7年度 特定整備事業者の処分状況一覧表

(令和8年3月末現在)

支 局	処分年月日	処 分 内 容	違 反 の 概 要
宮 城	令和7年10月	自動車特定整備事業の停止 15日間	・特定整備記録簿の虚偽記載 ・特定整備記録簿の一部記載漏れ ・故意以外による点検整備料金の過剰請求 ・整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備

令和7年度 指定整備事業者の処分状況一覧表

(令和8年3月末現在)

支 局	処分年月	処 分 内 容	違 反 の 概 要
福 島	令和7年12月	保安基準適合証の交付停止 20日	【指定整備事業関係】 ・法令の規定を遵守する体制でない。 ・適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日まで の期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適 合証を交付した。

令和 8 年 9 月 1 日
東 北 運 輸 局

不正車検を行った自動車整備事業者の認証及び指定の取消処分

福島県内の自動車整備事業者に対し監査を実施したところ、ペーパー車検^{*1}での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、以下のとおり、指定自動車整備事業の指定及び自動車特定整備事業の認証を取り消す行政処分を行いました。

1. 指定自動車整備事業者

(1) 事業者及び事業場の名称

事業者名：有限会社斎藤輪業商会 (福島県福島市)

事業場名：有限会社斎藤輪業自動車整備工場 (福島県福島市)

(2) 行政処分の内容 (取消年月日 令和 8 年 9 月 1 日)

自動車特定整備事業^{*2}の認証の取消し

指定自動車整備事業^{*3}の指定の取消し

自動車検査員^{*4}の解任命令

(3) 法令違反の主な内容

ペーパー車検 (13 台)

(道路運送車両法第 94 条の 5 違反)

故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した (37 台)

(道路運送車両法第 94 条の 5 第 1 項 違反)

2. 自動車特定整備事業者

(1) 事業者及び事業場の名称

事業者名：合同会社ガレージ商事 (福島県伊達郡川俣町)

事業場名：合同会社ガレージ商事 (福島県伊達郡川俣町)

(2) 行政処分の内容 (取消年月日 令和 8 年 9 月 1 日)

自動車特定整備事業の認証の取消し

(3) 法令違反の主な内容

違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幫助

(道路運送車両法第 91 条の 3 違反)

【問合せ先】

東北運輸局 自動車技術安全部
整備・保安課 加藤、阿部
TEL：022-791-7534

タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について

タイヤのパンク・バースト故障は非常に多くなっており、特に多軸、ダブルタイヤ(複輪)を使用しているトラック・バスではパンク・バーストに気づきにくく、走行安定性や制動力が低下し、重大な事故や、そのまま走り続けるとタイヤの出火につながるおそれがあります。

運行前には必ずタイヤの点検を行い、パンク・バースト時には適切な対応をお願いします。

<JAF ロードサービス 主な出動理由 TOP5(2024年度)>

◆ 一般道路

順位	故障内容	件数	構成比
1	過放電バッテリー	755,785	35.31
2	タイヤのパンク、バースト、 エア圧不足	427,833	19.99
3	破損/劣化バッテリー	185,855	8.68
4	落輪・落込	132,452	6.19
5	キー閉じ込み	106,995	5.00

◆ 高速道路

順位	故障内容	件数	構成比
1	タイヤのパンク、バースト、 エア圧不足	26,219	42.27
2	燃料切れ	5,843	9.42
3	事故	5,032	8.11
4	過放電バッテリー	2,864	4.62
5	発電機/充電回路	1,439	2.32

出典:「JAFロードサービス 主な出動理由TOP10 2024年度 年間『四輪・二輪合計』より抜粋



・タイヤのバーストを防ぐために

タイヤの状態を確認してください

1 空気圧点検

◆外観では空気圧の判断がしにくいため、必ずエアゲージを使用してください

・空気圧の点検・調整は、必ず走行前のタイヤが冷えている状態で行ってください。

◆空気圧は、標準空気圧に調整してください。

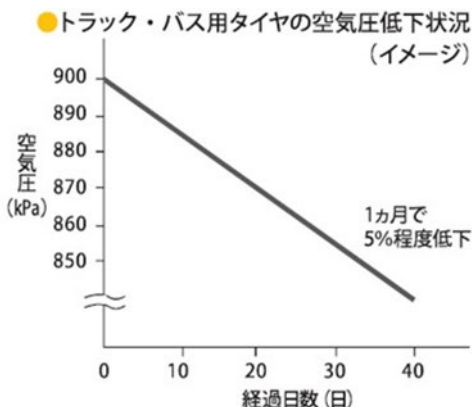
・標準空気圧は、運転席側ドアピラー部等に示してあります。

・ダブルタイヤの内側と外側は、同じ空気圧に調整してください。

・空気圧が極端に低い場合、パンクの可能性がありますので、タイヤに異常がないか確認してください。



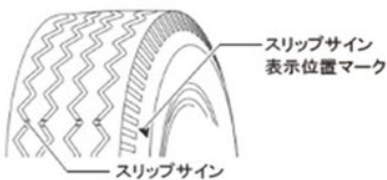
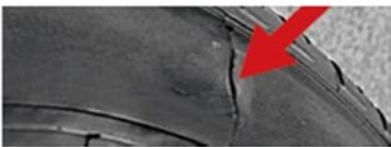
タイヤの空気圧は自然低下します。



※タイヤの空気圧が低いまま走行すると、バーストしたり、ホイールボルト・ナット損傷による車輪脱落事故の原因となります。

2 タイヤの状態点検

このようなときはタイヤを交換して下さい。

タイヤが摩耗しスリップサインが 現れたとき	タイヤに釘や異物等が 刺さっているとき	タイヤの接地面や側面に 亀裂、損傷があるとき
 スリップサイン 表示位置マーク スリップサイン		 出典元：横浜ゴム株式会社

・タイヤバースト発生時の適切な対応

急ハンドル、急ブレーキを避けて車両を停止させてください

タイヤがバーストすると車両挙動が不安定になる場合がありますので、以下に示す対応をお願いします。

- 1 ハンドルをしっかり握り、急ハンドルは避けてください。
- 2 急ブレーキは避け、徐々に速度を落とし、ハザードランプで後続車に注意を促しながら、安全な場所に停車してください。

ブレーキの効きが悪く停止できない場合は駐車ブレーキも活用してください

バーストしたタイヤがブレーキ配管などを損傷させる等により、ブレーキの効が悪くなった場合には、以下に示す対応をお願いします。

- 1 ブレーキの効が悪い場合はシフトダウンしてスピードを落とし、駐車ブレーキレバーを徐々に引き駐車ブレーキを作動※させてください。

※なお、ご使用の車両によってはブレーキ部品の保護を目的に、ブレーキペダルを踏んでいる間は、駐車ブレーキが作動しない場合があります。

それでも車両が減速しない場合は緊急退避所などを利用してください。

詳細はご愛用されている車両の取扱説明書をご覧ください。

選んだナンバーで バイクがもっと 好きになる。



今乗っているバイクも
希望ナンバーへ変更可能です

小型二輪自動車

名古屋C1あ
・ ・ ・ |

軽二輪自動車

11大阪あ
・ 8 | 9

小型二輪自動車、軽二輪自動車の
「希望ナンバー制」が始まります。

令和8年(2026)
10月19日(月)より
申込受付開始



オートバイの「希望ナンバー制」が始まります！

令和8年(2026年)10月19日(月)より申込受付開始

ナンバープレートの好きな番号を選べる「希望ナンバー制」については、これまで登録自動車と軽自動車に導入されていますが、今般、小型二輪自動車及び軽二輪自動車についても希望ナンバー制を導入し、令和8年(2026年)10月19日(月)から申込受付を開始します。新車・中古車の購入時のみでなく、現在使用中の二輪車についても希望ナンバーへの変更が可能です。

あわせて、二輪車の希望ナンバー制導入に伴い、利用できる番号を増やすため、同日より二輪車のナンバープレートの様式を変更します。

01 二輪車「希望ナンバー制」の導入

対象車両

- 小型二輪自動車 (250cc超)※2
- 軽二輪自動車 (125cc超～250cc)※3

※1 原動機付自転車(125cc以下)のナンバーは市町村交付のため、本制度の対象外

※2 事業用、貸渡等は対象外

※3 被牽引車、事業用、貸渡等は対象外

選べる番号

二輪ナンバーに表示されるアラビア数字4桁(右図)

(「0001」など特に人気の高い番号は、コンピューターによる抽選となります)

抽選対象番号

- 全国共通番号 1, 7, 8, 88, 333, 358, 555, 777, 888, 1111, 8888
- 地域別番号 希望番号申込サービスのウェブサイトよりご確認ください

申込受付開始日 / 申込方法

令和8年(2026年)10月19日(月) / インターネット又は窓口

※ 詳細は希望番号申込サービスのウェブサイト(<https://www.kibou-number.jp/html/index.html>)よりご確認ください

ご自身でWEBから申込またはお近くのバイクショップ、整備工場、行政書士等にご相談ください

申込料金

2,500円～3,000円/枚(税込)

※ 詳細は希望番号申込サービスのウェブサイトよりご確認ください



希望する4桁の数字

02 ナンバープレートの様式変更

	現行様式	新様式
小型二輪		
軽二輪		

希望番号
申込サービス
ウェブサイト

